

報道関係各位

件 名 飯能市カヌー工房の譲渡等について

1 概 要

飯能市カヌー工房は、都市と山村の交流とともに、森林資源の有効利用を図ることを目的に合併前の旧名栗村で平成8年に設置され、平成16年4月から特定非営利活動法人名栗カヌー工房（以下「名栗カヌー工房」という。）が指定管理者として管理を代行しています。この間、名栗カヌー工房は、カヌーの製作やそう艇の指導など、施設が提供するサービスの専門性や特殊性から、その高い技術と経験、知名度を生かし、施設の管理運営を効率的・効果的に行い、利用者や地域住民から高い評価を得ています。また、法人の定款に基づき、地域社会の活性化を図ることを目的に、青少年の健全育成など地域に根差した様々な活動を行い、その高い公共・公益性が認められ、平成28年には埼玉県から認定特定非営利活動法人に認定されています。

市ではこうした実績を評価し、名栗カヌー工房への施設等の譲渡を前提とした民営化について、検討を重ねてきました。その結果、施設の所有等を名栗カヌー工房に移管し、法人の自由な発想による自主的な運営に託すことで、利用者のニーズにより合致したサービスの提供や新たな事業展開による利用者の確保、周辺観光施設との密接な連携による人の呼び込み等による地域の活性化が期待されること、また、名栗カヌー工房自身も、将来にわたり、施設の管理運営を通じて、本市の森林・林業、観光産業の振興につながるより発展的な事業展開を図りたいとの強い意向を示していることから、完全民営化へ移行することが本市の利益の増進につながると結論付けました。

これにより飯能市カヌー工房は、令和4年3月31日をもって行政財産の用途を廃止し、普通財産に変更した上で、法人に土地を貸し付け、建物等を譲渡し、令和4年4月1日から名栗カヌー工房による完全民営化へ移行するため、12月議会へ廃止条例案及び財産処分案を提出することにいたしましたので、お知らせいたします。

2 譲渡及び貸付に関する基本的事項

(1) 対象物件

【譲渡】

建物 カヌー工房（事務所・作業所） 延床面積 588.23 m²
小屋、倉庫
工作物等 インクライン（カヌー昇降装置）、備品一式

【貸付】

土地 飯能市大字下名栗字赤岩 1817 番 9 外 12 筆
地目 山林
地積 3,878.49 m²

(2) 譲渡等対象団体

所在地 飯能市大字下名栗 1817 番地 9
団体名 特定非営利活動法人 名栗カヌー工房
代表者名 理事長 山田 直行
法人概要

平成 16 年に設立。定款に基づき、カヌーの製作や木工体験等を通じて、都市と山村の交流や森林資源の有効利用を行い、地域社会の活性化を図ることを目的に特定非営利活動を展開しています。その活動の高い公共・公益性が認められ、平成 28 年には埼玉県から認定 NPO 法人に認定されています。

(3) 譲渡価格及び貸付賃料

【譲渡価格】譲渡する建物等の価格については、無償とします。

鑑定評価額 令和 3 年 6 月 1 日時点の正常価格
0 円（交換価値は認められない。）

(参考)

固定資産税評価見込額 13,123,051 円
建物を継続利用するために見込まれる修繕費（市積算）
17,000,000 円

※鑑定評価額等の価格は、カヌー工房（事務所・作業所）に係るものです。

【貸付賃料】貸付する土地の賃料については、無償とします。

鑑定評価額 令和 3 年 6 月 1 日時点における新規年額支払い賃料（地代）
年額 716,000 円
減額する金額 年額 716,000 円

（４）建物等の無償譲渡及び土地の無償貸付の理由

市は法人と、飯能市カヌー工房無償譲渡契約及び土地使用貸借契約を締結するに当たり、譲渡等に関する基本協定を締結し、飯能市カヌー工房条例で定める「都市と山村の交流とともに森林資源の有効利用を図る」という施設の目的を継承し、飯能市の森林・林業、観光産業等の振興につながる発展的な事業展開を通じて、地域の活性化を図るために土地及び建物等を使用することを定めることとします（協定の期間は、１０年間）。

これにより、これまでの公の施設としての運営が譲渡後も担保されることから、土地及び建物等の使用目的の公共性や公益性等を勘案して、無償とするものです。

３ 今後のスケジュール

令和３年１１月２６日	１２月定例会開会（廃止条例案、財産処分案）
令和４年 ３月３１日	指定管理者制度による管理運営終了
４月 １日	施設等の譲渡等、完全民営化

４ 資料

別紙「指定管理者制度を中心とした飯能市カヌー工房のこれまでの経過」

担当者 森林づくり推進課長 吉澤 連絡先 TEL 042-978-5061
--